

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人石巻市芸術文化振興財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、石巻市において芸術文化の普及振興事業を展開することにより、創造性豊かで潤いのある明るい市民生活を形成し、併せて芸術文化活動を通じ、地域社会の活性化を図るとともに、広く芸術文化及び地域の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 芸術文化活動の普及振興に関する事業
- (2) コミュニティ活動の促進及び支援に関する事業
- (3) 芸術文化活動及びコミュニティ活動の推進を目的とした公共施設での管理運営に関する事業
- (4) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分し、又は担保に供し、若しくは基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

3 この法人の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、基本財産によって生じた収入は、この法人の業務及び活動の費用に充てるものとする。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度開始の日の前日までに宮城県知事に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の各号の書類については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第199条において準用される同法第129条及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第21条第2項の規定に基づき、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 前2項の書類（定款を除く。）については、認定法第22条の規定に基づき、毎事業年度終了後3箇月以内に宮城県知事に提出しなければならない。

5 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、認定法施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第10条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、法人法第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニまでに掲げる者の配偶者

へ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3 評議員は、この法人の理事及び監事若しくは使用人を兼ねることができない。

4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(評議員の任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が50万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第5章 評議員会

(構成)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分又は除外の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催することができる。

(招集)

第17条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ること

なく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第18条 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第19条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が、評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

5 理事が、評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名が記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長、1名を専務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他、法令で定める特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長の業務執行に係る職務を代行する。
- 4 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
 - (2) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。
 - (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
 - (4) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
 - (5) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
 - (6) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定

時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 前各項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、退任した理事又は監事の残任期間とし、増員により選任された理事の任期は、現任者の任期が満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を、遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員責任の一部免除)

第29条 この法人は、法人法第198条において準用される同法第111条第1項の規定による理事又は監事の損害賠償について、法人法第198条において準用される同法第114条その他法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第198条において準用される同法第113条その他法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び専務理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備
- (6) 第29条に規定する役員の一部免除

(招 集)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、専務理事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、次条第3項第2号又は第4号の規定による請求があったときは、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、理事会の開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会の招集の請求があったとき。
 - (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 法令の規定により監事から理事長に対し、理事会の招集の請求があったとき。
 - (5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、専務理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

4 前項の規定は、第23条第4項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が理事会に出席しなかった場合は、出席した理事及び監事がこれに記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第11条についても適用する。

3 認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、当該事項の変更につき、宮城県知事の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行ったときは、遅滞なく、その旨を宮城県知事に届け出なければならない。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第43条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第44条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 阿部和夫、大森信治郎、北村悦朗、木村均、境直彦
千葉信行、千葉美貴子、藤間勘恵（本名：今津千恵子）、毛利スミ子
監事 松川幸代、松川正

4 この法人の最初の理事長は北村悦朗、専務理事は千葉信行とする。

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

伊藤和男、大谷尚文、高橋静子、樋口悦子、久道澄子、三浦頼子

公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 役員名簿

令和3年3月31日現在

役職名	氏名	職業及び役職等	任期
理事長 (代表理事)	阿部和夫	映画『宮城からの報告－こども・学校・地域』制作委員会代表	R元.6.14～ R3 定時評議員会
専務理事 (業務執行理事)	千葉信行	公益財団法人石巻市芸術文化振興財団 専務理事	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	及川伸一	石巻市教育委員会事務局長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	大森信治郎	聖和学園短期大学講師 大もり屋本店代表取締役	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	木村均	劇団夢回帰船事務局長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	武内宏之	元石巻日日新聞社常務取締役兼報道部長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	千葉美貴子	石巻少年少女合唱隊隊長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	藤間勘恵	日本舞踊藤間流わかふじ会会主	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	毛利スミ子	母なる北上川を愛する女性の会会長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
理事	山田元郎	石巻シティウインドアンサンブル団長 矢本はなぶさ幼稚園園長	R元.6.14～ R3 定時評議員会
監事	松川幸代	税理士・行政書士	H29.6.15～ R3 定時評議員会
監事	堀内賢市	石巻市代表監査委員	H29.6.15～ R3 定時評議員会

令和2年度事業報告

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

①宮川彬良&上野耕平スペシャルトーク

日時 令和2年7月19日（日）午後2時30分開演
会場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 58名
入場料 無料

②月明りコンサート2020 ～ 3つの個性 心に響くハーモニー ～

和谷泰扶（ハーモニカ）、荒尾岳児（ピアノ）、徳岡めぐみ（パイプオルガン）
日時 令和2年9月28日（月）午後6時30分開演
会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 74名
入場料 無料

③【複合文化施設開館プレイベント事業】

神田松之丞 改め 六代目神田伯山独演会

日時 令和2年10月12日（月）午後5時開演
会場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 385名
入場料 全席指定 3,000円

④【複合文化施設開館プレイベント事業】

(1) 宵の秋コンサート PART I

杉元太ピアノコンサート

日時 令和2年10月24日（土）午後6時30分開演
会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 101名
入場料 無料

(2) 宵の秋コンサート PART II

仙台フィルハーモニー管弦楽団メンバーによる弦楽四重奏

日時 令和2年11月3日（火 祝）午後6時30分開演
会場 遊楽館 コモレビフォーラム / 入場者数 100名
入場料 無料

⑤北海道歌旅座 昭和の歌コンサート

日時 令和2年11月10日（火）午後2時開演
会場 河北総合センター 文化交流ホール / 入場者数 58名
入場料 全席自由 1,000円（当日 1,500円）

⑥【複合文化施設開館イベント事業】

石巻市複合文化施設設計者 藤本壮介氏を知る展示会

開催日 令和2年12月16日(水)～令和2年12月27日(日)

会場 河北総合センター 集いの部屋 / 入場者数 450名

入場料 無料

⑦【複合文化施設開館イベント事業】

宮川彬良×ぱんだウインドオーケストラ

日時 令和2年12月20日(日)午後2時開演

会場 河北総合センター アリーナ / 入場者数 290名

入場料 全席自由 一般 2,000円(当日 2,500円)

学生 1,000円(当日 1,500円)

◎コロナウイルス感染症拡大防止のため中止または延期とした事業

(1) スギテツプレミアムコンサート ゲスト 浅野祥

(2) 航空自衛隊中部航空音楽隊石巻演奏会

(3) 山口とも 廃材打楽器ワークショップ&ガラクタ音楽会

(4) ケロポンズファミリーコンサート

(5) ビリーバンバンコンサート

(6) 第36回石巻市美術展

(7) テツ and トモのなんでだろう サイエンス&マジックショー

(8) 市民参加型創作事業 石コレ(シニアファッションショー)

■決算額 収益 1,915,910円

費用 16,516,059円

2 移動鑑賞事業(コロナウイルス感染症拡大防止のため中止)

①宝塚歌劇月組公演鑑賞バスツアー

②松竹大歌舞伎公演鑑賞バスツアー

■決算額 収益 0円

費用 0円

3 育成事業

①学校アウトリーチ事業

日 程	開演 時間	施設／会場名	人数	アーティスト 編 成
10/28 (水)	10:35	雄勝小学校 (全校)	19	勝村麻由子 (ヴァイオリン) 新納洋介 (ピアノ) 宮村和宏 (オーボエ)
10/28 (水)	13:15	雄勝中学校 (全校)	14	
10/29 (木)	10:45	河南西中学校 (全校)	182	
10/29 (木)	13:30	前谷地小学校 (4、5、 6年生)	65	
11/11 (水)	10:40	蛇田小学校 (4年生)	64	東京都交響楽団メンバ ーによる弦楽四重奏
11/11 (水)	13:45	蛇田小学校 (4年生)	66	
11/12 (木)	10:40	広瀬小学校 (3、4年 生)	62	
11/12 (木)	14:40	中津山第一小学校 (2～ 6年生)	77	
11/26 (木)	10:35	万石浦小学校 (6年生)	58	神谷未穂 (ヴァイオリン) 佐藤彦大 (ピアノ)
11/26 (木)	13:45	湊小学校 (4年生)	18	
11/27 (金)	10:50	釜小学校 (6年生)	68	
11/27 (金)	14:10	山下中学校 (1年生)	64	
参加人数合計			757	(12回開催)

②【複合文化施設開館イベント事業】

ホールボランティア (レセプションニスト) 育成講座

(1) 第1回 ワークショップ

開催日 令和2年12月5日 (土) 午後2時

会 場 河北総合センター / 参加者数 24名

(2) 第2回 ワークショップ

開催日 令和3年1月23日 (土) 午後1時

会 場 河北総合センター / 参加者数 25名

(3) まきあーとテラス見学会

開催日 令和3年3月5日 (金) 午後2時

会 場 複合文化施設 / 参加者数 7名

(4) まきあーとテラス見学会

開催日 令和3年3月6日 (土) 午前10時30分

会 場 複合文化施設 / 参加者数 13名

■決算額 収 益 0円
 費 用 2,575,946円

4 公共施設での管理運営事業

①河北総合センター指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数 259日

施設名	個人利用者数	貸館利用者数		利用者数合計
		件数	利用者数	
ホール・集会所等	-	324	12,613	12,613
アリーナ	3,004	382	12,858	15,862
トレーニング室	940	-	-	940
柔剣道場	316	218	5,358	5,674
和室	11	248	2,422	2,433
会議室等	-	352	3,757	3,757
美術工作室	177	81	996	1,173
その他・実習室等	-	42	1,152	1,152
合計	4,448	1,647	39,156	43,604
前年比	42%減	40%減	58%減	61%減

②遊楽館指定管理業務

(1) 施設利用者状況 開館日数 259日

施設名	個人利用者数	貸館利用者数		利用者数合計
		件数	利用者数	
ホール等	-	361	8,597	8,597
アリーナ	2,576	592	13,274	15,850
トレーニング室	2,097	-	-	2,097
和室	-	42	345	345
会議室等	-	267	6,108	6,108
その他・実習室等	-	137	1,496	1,496
合計	4,673	1,399	29,820	34,493
前年比	50%減	45%減	63%減	61%減

③複合文化施設指定管理業務（開館準備業務）

(1) 事業概要

- ・各種開館準備業務
- ・広報宣伝業務
- ・舞台技術管理業務
- ・施設維持管理業務
- ・貸館予約等受付業務

■決算額 収 益 5,080,290円
費 用 97,668,190円

■「公益目的事業」の共通の収益及び人件費等の配賦した経費の決算額

収 益 178,177,181円
費 用 73,067,107円

II 公共施設での管理運営事業（収益事業）

i 公共施設での管理運営事業（公益目的事業に該当しない事業）

〔事業概要〕

「河北総合センター及び遊楽館指定管理業務」のうち、事業目的が芸術文化の普及振興に該当しない事業

①河北総合センター指定管理業務（通年実施）

②遊楽館指定管理業務（通年実施）

■決算額 収 益 2,592,661円
費 用 28,806,463円

2 施設利用者への各種サービス

①受託チケット販売

②コピー使用・FAX送信サービス

■決算額 収 益 3,160円
費 用 0円

■「収益事業」の共通の収益、人件費等の配賦した経費の決算額

収 益 46,218,233円
費 用 18,308,393円

Ⅲ 一般事務事業（法人管理）

1 評議員会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
(定時) 書面表決 令和2年6月24日	第1号議案	令和元年度決算書類の承認について

2 理事会に関する事項

開催年月日	議 事 事 項	
(第1回定例) 書面表決 令和2年6月17日	第1号議案	令和元年度事業報告について
	第2号議案	令和元年度収支決算について
	第3号議案	決議の省略の方法による定時評議員会について
(第1回臨時) 令和2年9月12日	—	今後の運営の方針に係る意見交換について
(第2回定例) 令和3年1月27日	第4号議案	基本財産の増額について
	第5号議案	特定費用準備資金の取り崩し及び新たな保有について
	第6号議案	令和2年度収支予算の変更について
	第7号議案	令和3年度事業計画について
	第8号議案	令和3年度収支予算について

3 登記に関する事項

登記原因年月日	登記事項	登記年月日
—	—	—

4 行政庁への届出等に関する事項

届出年月日	届 出 事 項
令和2年6月30日	令和元年度事業報告等に係る提出書
令和3年2月13日	令和3年度事業計画書等に係る提出書

5 役員等に関する事項

(令和3年3月31日現在)

役職名	人数	氏名	備考
理事長	10名	阿部和夫	令和元年6月14日 重任
専務理事		千葉信行	令和元年6月14日 重任
理事		及川伸一	令和元年6月14日 就任
		大森信治郎	令和元年6月14日 重任
		木村均	令和元年6月14日 重任
		武内宏之	令和元年6月14日 就任
		千葉美貴子	令和元年6月14日 重任
		藤間勘恵	令和元年6月14日 重任
		毛利スミ子	令和元年6月14日 重任
		山田元郎	令和元年6月14日 就任
監事	2名	松川幸代	平成29年6月15日 重任
		堀内賢市	平成29年6月15日 就任
評議員	6名	伊藤和男	平成29年6月15日 重任
		大谷尚文	平成29年6月15日 重任
		高橋静子	平成29年6月15日 重任
		樋口悦子	平成29年6月15日 重任
		久道澄子	平成29年6月15日 重任
		三浦頼子	平成29年6月15日 重任

6 職員に関する事項

(令和3年3月31日現在)

職名	人数	備考
事務局長	1名	複合文化施設支配人 兼務
事務局次長	1名	複合文化施設副支配人 兼務
課長	3名	
施設長	2名	嘱託職員
主任兼施設長補佐	2名	
事務局職員	3名	
契約職員	9名	
嘱託職員	3名	
計	24名	正規職員10名 契約職員9名 嘱託職員5名

■決算額 収益 13,344,046円
 費用 19,634,022円
 ※費用に人件費等の共通経費を配賦

事業報告の附属明細書について

令和2年度事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため作成しない。

令和2年度決算報告
正味財産増減計算書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減
I	一般正味財産増減の部			
1	経常増減の部			
(1)	経常収益			
	基本財産運用益	900,363	901,657	△ 1,294
	基本財産受取利息	900,363	901,657	△ 1,294
	特定資産運用益	295	306	△ 11
	特定資産受取利息	295	306	△ 11
	事業収益	238,754,694	200,819,939	37,934,755
	芸術文化事業収益	17,564,241	12,617,939	4,946,302
	入場料等収益	1,818,500	509,500	1,309,000
	芸術文化事業受託収益	15,648,331	12,087,739	3,560,592
	受取販売手数料	1,660	3,450	△ 1,790
	雑収益	95,750	17,250	78,500
	指定管理事業収益	221,190,453	188,202,000	32,988,453
	河北総合センター指定管理事業	81,940,887	89,702,000	△ 7,761,113
	遊楽館指定管理事業	95,821,546	98,500,000	△ 2,678,454
	複合文化施設指定管理事業	43,428,020	0	43,428,020
	受取利用料金	6,325,260	10,881,112	△ 4,555,852
	河北総合センター利用料金	2,887,210	5,236,382	△ 2,349,172
	遊楽館利用料金	3,438,050	5,644,730	△ 2,206,680
	雑収益	1,350,869	1,827,948	△ 477,079
	雑収益	1,350,869	1,827,948	△ 477,079
	経常収益計	247,331,481	214,430,962	32,900,519
(2)	経常費用			
	事業費	236,942,158	200,635,955	36,306,203
	報酬	753,600	753,600	0
	給料	48,946,126	46,746,604	2,199,522
	手当	16,789,372	18,999,113	△ 2,209,741
	賞与引当金繰入額	4,506,800	4,128,167	378,633
	退職給付費用	1,176,880	559,213	617,667
	福利厚生費	12,507,693	12,141,792	365,901
	貸金	908,010	2,471,490	△ 1,563,480
	諸謝金	548,000	204,500	343,500
	旅費交通費	1,333,500	2,099,521	△ 766,021
	減価償却費	542,525	542,790	△ 265
	食糧費	395,169	770,983	△ 375,814
	消耗品費	2,025,526	1,736,178	289,348
	燃料費	6,102,686	4,613,456	1,489,230
	印刷製本費	1,211,306	1,525,169	△ 313,863
	光熱水料費	43,118,082	36,633,863	6,484,219
	修繕費	2,076,777	1,958,668	118,109
	通信運搬費	869,058	878,313	△ 9,255
	消耗什器備品費	344,564	704,880	△ 360,316
	手数料	1,573,147	973,537	599,610
	広告料	1,058,200	1,430,580	△ 372,380
	保険料	805,430	806,010	△ 580
	委託費	77,180,342	48,337,110	28,843,232
	使用料	1,112,356	938,105	174,251
	借上料	2,633,890	2,182,355	451,535

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
支払負担金	56,000	356,000	△ 300,000
租税公課	8,323,115	7,972,852	350,263
雑費	44,004	171,106	△ 127,102
管理費	19,634,022	15,230,230	4,403,792
報酬	1,579,400	1,771,400	△ 192,000
給料	4,906,768	5,194,067	△ 287,299
手当	1,607,295	2,111,013	△ 503,718
賞与引当金繰入額	500,756	458,685	42,071
退職給付費用	130,764	62,135	68,629
福利厚生費	1,599,537	1,805,429	△ 205,892
賃金	100,890	274,610	△ 173,720
交際費	34,000	64,000	△ 30,000
旅費交通費	111,370	357,718	△ 246,348
減価償却費	153,431	157,500	△ 4,069
食糧費	1,008	4,299	△ 3,291
消耗品費	186,147	187,528	△ 1,381
燃料費	1,480	2,038	△ 558
印刷製本費	633,952	57,347	576,605
修繕費	7,656	510,825	△ 503,169
通信運搬費	87,001	27,156	59,845
消耗什器備品費	4,796	188,000	△ 183,204
手数料	284,926	306,132	△ 21,206
広告料	38,500	10,800	27,700
保険料	22,980	24,840	△ 1,860
委託費	7,064,062	903,665	6,160,397
使用料	0	26,800	△ 26,800
借上料	115,060	121,219	△ 6,159
支払負担金	13,500	90,000	△ 76,500
租税公課	444,385	507,548	△ 63,163
雑費	4,358	5,476	△ 1,118
経常費用計	256,576,180	215,866,185	40,709,995
当期経常増減額	△ 9,244,699	△ 1,435,223	△ 7,809,476
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
税引前当期一般正味財産増減額	△ 9,244,699	△ 1,435,223	△ 7,809,476
法人税、住民税及び事業税	72,000	72,000	0
当期一般正味財産増減額	△ 9,316,699	△ 1,507,223	△ 7,809,476
一般正味財産期首残高	79,861,545	81,368,768	△ 1,507,223
一般正味財産期末残高	70,544,846	79,861,545	△ 9,316,699
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	908,543	909,837	△ 1,294
基本財産受取利息	908,543	909,837	△ 1,294
一般正味財産への振替額	△ 900,363	△ 901,657	1,294
一般正味財産への振替額	△ 900,363	△ 901,657	1,294
当期指定正味財産増減額	8,180	8,180	0

(単位：円)

科	目	当年度	前年度	増減
	指定正味財産期首残高	101,115,440	101,107,260	8,180
	指定正味財産期末残高	101,123,620	101,115,440	8,180
Ⅲ	正味財産期末残高	171,668,466	180,976,985	△ 9,308,519

正味財産増減計算書内訳表

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計			小計	収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合計
		芸術文化事業	共通						
I	一般正味財産増減の部								
1.	経常増減の部								
(1)	経常収益								
	基本財産運用益	0	0	0	0	0	0	0	900,363
	基本財産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	900,363
	特定資産運用益	0	0	0	0	0	0	0	295
	特定資産受取利息	0	0	0	0	0	0	0	295
	事業収益	180,093,091	0	0	180,093,091	46,218,233	0	0	238,754,694
	芸術文化事業収益	17,564,241	0	0	17,564,241	0	0	0	17,564,241
	入場料等収益	1,818,500	0	0	1,818,500	0	0	0	1,818,500
	芸術文化事業受託収益	15,648,331	0	0	15,648,331	0	0	0	15,648,331
	受取販売手数料	1,660	0	0	1,660	0	0	0	1,660
	雑収益	95,750	0	0	95,750	0	0	0	95,750
	指定管理事業収益	162,528,850	0	0	162,528,850	46,218,233	0	0	221,190,453
	河北総合センター指定管理事業	54,900,394	0	0	54,900,394	21,304,631	0	0	81,940,887
	遊楽館指定管理事業	64,200,436	0	0	64,200,436	24,913,602	0	0	95,821,546
	複合文化施設指定管理事業	43,428,020	0	0	43,428,020	0	0	0	43,428,020
	受取利用料金	4,161,326	0	0	4,161,326	2,163,934	0	0	6,325,260
	河北総合センター利用料金	1,899,737	0	0	1,899,737	987,473	0	0	2,887,210
	遊楽館利用料金	2,261,589	0	0	2,261,589	1,176,461	0	0	3,438,050
	雑収益	918,964	0	0	918,964	431,887	0	0	1,350,869
	雑収益	918,964	0	0	918,964	431,887	0	0	1,350,869
	経常収益計	185,173,381	0	0	185,173,381	48,814,054	0	0	247,331,481
(2)	経常費用								
	事業費	189,827,302	0	0	189,827,302	47,114,856	0	0	236,942,158
	報酬	715,920	0	0	715,920	37,680	0	0	753,600
	給料	39,623,266	0	0	39,623,266	9,322,860	0	0	48,946,126
	手当	13,735,512	0	0	13,735,512	3,053,860	0	0	16,789,372
	賞与引当金繰入額	3,555,365	0	0	3,555,365	951,435	0	0	4,506,800
	退職給付費用	928,428	0	0	928,428	248,452	0	0	1,176,880
	福利厚生費	10,156,387	0	0	10,156,387	2,351,306	0	0	12,507,693

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
	芸術文化事業	共 通	小 計				
賃金	716,319	0	716,319	191,691	0	0	908,010
諸謝金	548,000	0	548,000	0	0	0	548,000
旅費交通費	1,333,500	0	1,333,500	0	0	0	1,333,500
減価償却費	445,324	0	445,324	97,201	0	0	542,525
食糧費	395,169	0	395,169	0	0	0	395,169
消耗品費	1,625,326	0	1,625,326	400,200	0	0	2,025,526
燃料費	4,570,443	0	4,570,443	1,532,243	0	0	6,102,686
印刷製本費	1,175,107	0	1,175,107	36,199	0	0	1,211,306
光熱水料費	31,725,664	0	31,725,664	11,392,418	0	0	43,118,082
修繕費	1,386,885	0	1,386,885	689,892	0	0	2,076,777
通信運搬費	665,412	0	665,412	203,646	0	0	869,058
消耗什器備品費	325,055	0	325,055	19,509	0	0	344,564
手数料	1,522,855	0	1,522,855	50,292	0	0	1,573,147
広告料	1,058,200	0	1,058,200	0	0	0	1,058,200
保険料	558,241	0	558,241	247,189	0	0	805,430
委託費	63,464,905	0	63,464,905	13,715,437	0	0	77,180,342
使用料	764,624	0	764,624	347,732	0	0	1,112,356
借上料	2,148,492	0	2,148,492	485,398	0	0	2,633,890
支払負担金	36,960	0	36,960	19,040	0	0	56,000
租税公課	6,601,939	0	6,601,939	1,721,176	0	0	8,323,115
雑費	44,004	0	44,004	0	0	0	44,004
管理費	0	0	0	0	19,634,022	0	19,634,022
報酬	0	0	0	0	1,579,400	0	1,579,400
給料	0	0	0	0	4,906,768	0	4,906,768
手当	0	0	0	0	1,607,295	0	1,607,295
賞与引当金繰入額	0	0	0	0	500,756	0	500,756
退職給付費用	0	0	0	0	130,764	0	130,764
福利厚生費	0	0	0	0	1,599,537	0	1,599,537
賃金	0	0	0	0	100,890	0	100,890
交際費	0	0	0	0	34,000	0	34,000

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計			収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合 計
		芸術文化事業	共 通	小 計				
	旅費交通費	0	0	0	111,370	0	111,370	
	減価償却費	0	0	0	153,431	0	153,431	
	食糧費	0	0	0	1,008	0	1,008	
	消耗品費	0	0	0	186,147	0	186,147	
	燃料費	0	0	0	1,480	0	1,480	
	印刷製本費	0	0	0	633,952	0	633,952	
	修繕費	0	0	0	7,656	0	7,656	
	通信運搬費	0	0	0	87,001	0	87,001	
	消耗什器備品費	0	0	0	4,796	0	4,796	
	手数料	0	0	0	284,926	0	284,926	
	広告料	0	0	0	38,500	0	38,500	
	保険料	0	0	0	22,980	0	22,980	
	委託費	0	0	0	7,064,062	0	7,064,062	
	使用料	0	0	0	0	0	0	
	借上料	0	0	0	115,060	0	115,060	
	支払負担金	0	0	0	13,500	0	13,500	
	租税公課	0	0	0	444,385	0	444,385	
	雑費	0	0	0	4,358	0	4,358	
	経常費用計	189,827,302	0	189,827,302	19,634,022	0	256,576,180	
	当期経常増減額	△ 4,653,921	0	△ 4,653,921	△ 6,289,976	0	△ 9,244,699	
2	経常外増減の部							
(1)	経常外収益							
	経常外収益計	0	0	0	0	0	0	
(2)	経常外費用							
	経常外費用計	0	0	0	0	0	0	
	当期経常外増減額	△ 4,653,921	0	△ 4,653,921	△ 6,289,976	0	△ 9,244,699	
	他会計振替前当期一般正味財産増減額	0	849,599	849,599	△ 849,599	0	0	
	他会計振替額	△ 4,653,921	849,599	△ 3,804,322	849,599	0	△ 9,244,699	
	税引前当期一般正味財産増減額	0	0	0	72,000	0	72,000	
	法人税、住民税及び事業税							

(単位：円)

科	目	公益目的事業会計			小計	収益事業等会計 施設管理事業等	法人会計	内部取引 等消去	合計
		芸術文化事業	共通						
	当期一般正味財産増減額	△ 4,653,921	849,599	△ 3,804,322	849,599	△ 6,361,976	0	△ 9,316,699	
	一般正味財産期首残高	△ 66,926,976	53,626,739	△ 13,300,237	53,626,736	39,535,046	0	79,861,545	
	一般正味財産期末残高	△ 71,580,897	54,476,338	△ 17,104,559	54,476,335	33,173,070	0	70,544,846	
II	指定正味財産増減の部								
	基本財産運用益	0	0	0	0	908,543	0	908,543	
	基本財産受取利息	0	0	0	0	908,543	0	908,543	
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 900,363	0	△ 900,363	
	一般正味財産への振替額	0	0	0	0	△ 900,363	0	△ 900,363	
	当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	8,180	0	8,180	
	指定正味財産期首残高	0	0	0	0	101,115,440	0	101,115,440	
	指定正味財産期末残高	0	0	0	0	101,123,620	0	101,123,620	
III	正味財産期末残高	△ 71,580,897	54,476,338	△ 17,104,559	54,476,335	134,296,690	0	171,668,466	

貸借対照表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	294,720	815,880	△ 521,160
当座預金	78,524,946	89,968,868	△ 11,443,922
普通預金	734,420	2,680,410	△ 1,945,990
未収金	8,700,368	1,287,464	7,412,904
貯蔵品	0	501,600	△ 501,600
流動資産合計	88,254,454	95,254,222	△ 6,999,768
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	31,140,000	11,140,000	20,000,000
投資有価証券	89,983,620	89,975,440	8,180
基本財産合計	121,123,620	101,115,440	20,008,180
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	20,967,645	19,660,001	1,307,644
財団設立30周年記念事業費用積立資産	0	10,049,392	△ 10,049,392
複合文化施設オープンイベント費用積立資産	10,000,000	0	10,000,000
特定資産合計	30,967,645	29,709,393	1,258,252
(3) その他固定資産			
車両運搬具	198,644	711,402	△ 512,758
什器備品	66,385	177,403	△ 111,018
ソフトウェア	151,200	223,380	△ 72,180
預託金	29,880	29,880	0
その他固定資産合計	446,109	1,142,065	△ 695,956
固定資産合計	152,537,374	131,966,898	20,570,476
資産合計	240,791,828	227,221,120	13,570,708
II 負債の部			
1. 流動負債			
事業費・管理費未払金	31,318,676	12,957,763	18,360,913
未払法人税等	72,000	72,000	0
未払消費税等	2,237,700	1,967,200	270,500
前受金	73,000	116,400	△ 43,400
預り金	9,446,785	6,883,919	2,562,866
賞与引当金	5,007,556	4,586,852	420,704
流動負債合計	48,155,717	26,584,134	21,571,583
2. 固定負債			
退職給付引当金	20,967,645	19,660,001	1,307,644
固定負債合計	20,967,645	19,660,001	1,307,644
負債合計	69,123,362	46,244,135	22,879,227
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	101,123,620	101,115,440	8,180
指定正味財産合計	101,123,620	101,115,440	8,180
(うち基本財産への充当額)	(101,123,620)	(101,115,440)	(8,180)
2. 一般正味財産			
(うち基本財産への充当額)	70,544,846	79,861,545	△ 9,316,699
(うち特定資産への充当額)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(10,049,392)	(△49,392)
正味財産合計	171,668,466	180,976,985	△ 9,308,519
負債及び正味財産合計	240,791,828	227,221,120	13,570,708

貸借対照表内訳表

令和3年3月31日現在

(単位：円)

科 目	公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計	内部取引 等消去	合 計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金	99,950	1,770	193,000	0	294,720
当座預金	1,078,528	61,256,333	16,190,085	0	78,524,946
普通預金	484,717	249,703	0	0	734,420
未収金	8,568,096	104,918	27,354	0	8,700,368
貯蔵品	0	0	0	0	0
流動資産合計	10,231,291	61,612,724	16,410,439	0	88,254,454
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
定期預金	0	0	31,140,000	0	31,140,000
投資有価証券	0	0	89,983,620	0	89,983,620
基本財産合計	0	0	121,123,620	0	121,123,620
(2) 特定資産					
退職給付引当資産	2,140,242	551,032	18,276,371	0	20,967,645
財団設立30周年記念事業 費用積立資産	0	0	0	0	0
複合文化施設オープンイベント 費用積立資産	10,000,000	0	0	0	10,000,000
特定資産合計	12,140,242	551,032	18,276,371	0	30,967,645
(3) その他固定資産					
車両運搬具	148,981	0	49,663	0	198,644
什器備品	43,814	22,571	0	0	66,385
ソフトウェア	0	0	151,200	0	151,200
預託金	0	0	29,880	0	29,880
その他固定資産合計	192,795	22,571	230,743	0	446,109
固定資産合計	12,333,037	573,603	139,630,734	0	152,537,374
資産合計	22,564,328	62,186,327	156,041,173	0	240,791,828
II 負債の部					
1. 流動負債					
事業費・管理費未払金	25,306,430	3,325,472	2,686,774	0	31,318,676
未払法人税等	0	0	72,000	0	72,000
未払消費税等	1,678,275	447,540	111,885	0	2,237,700
前受金	73,000	0	0	0	73,000
預り金	6,915,575	2,434,513	96,697	0	9,446,785
賞与引当金	3,555,365	951,435	500,756	0	5,007,556
流動負債合計	37,528,645	7,158,960	3,468,112	0	48,155,717
2. 固定負債					
退職給付引当金	2,140,242	551,032	18,276,371	0	20,967,645
固定負債合計	2,140,242	551,032	18,276,371	0	20,967,645
負債合計	39,668,887	7,709,992	21,744,483	0	69,123,362
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	0	0	101,123,620	0	101,123,620
指定正味財産合計	0	0	101,123,620	0	101,123,620
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(101,123,620)	(0)	(101,123,620)
2. 一般正味財産					
△ 17,104,559	54,476,335	33,173,070	0	70,544,846	
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(20,000,000)	(0)	(20,000,000)
(うち特定資産への充当額)	(10,000,000)	(0)	(0)	(0)	(10,000,000)
正味財産合計	△ 17,104,559	54,476,335	134,296,690	0	171,668,466
負債及び正味財産合計	22,564,328	62,186,327	156,041,173	0	240,791,828

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券・・・償却原価法（定額法）によっている。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
車両運搬具・・・定率法によっている。
什器備品・・・定率法によっている。
ソフトウェア・・・定額法によっている。
- (3) 引当金の計上基準
退職給付引当金・・・職員の退職給付に備えるため、当期末における自己都合要支給額を計上している。
賞与引当金・・・職員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する金額を計上している。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高

基本財産及び特定資産の増減額並びにその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	11,140,000	20,000,000	0	31,140,000
投資有価証券	89,975,440	8,180	0	89,983,620
小 計	101,115,440	20,008,180	0	121,123,620
特定資産				
退職給付引当資産	19,660,001	1,307,644	0	20,967,645
財団設立30周年記念事業 費用積立資産	10,049,392	0	10,049,392	0
複合文化施設オープンイベント 費用積立資産	0	10,000,000	0	10,000,000
小 計	29,709,393	11,307,644	10,049,392	30,967,645
合 計	130,824,833	31,315,824	10,049,392	152,091,265

※財団設立30周年記念事業費用積立資産については、新型コロナウイルス感染症の影響により、記念公演が開催中止となったため、減少額の内6,656,444円を目的外の取り崩しとした。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
定期預金	31,140,000	(11,140,000)	(20,000,000)	-
投資有価証券	89,983,620	(89,983,620)	-	-
小 計	121,123,620	(101,123,620)	(20,000,000)	-
特定資産				
退職給付引当資産	20,967,645	-	-	(20,967,645)
複合文化施設オープンイベント 費用積立資産	10,000,000	(0)	(10,000,000)	-
小 計	30,967,645	(0)	(10,000,000)	(20,967,645)
合 計	152,091,265	(101,123,620)	(30,000,000)	(20,967,645)

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	5,047,924	4,849,280	198,644
什器備品	1,461,690	1,395,305	66,385
ソフトウェア	2,015,355	1,864,155	151,200
合 計	8,524,969	8,108,740	416,229

5. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	債権金額	貸倒引当金の当期末残高	債権の当期末残高
未収金	8,700,368	0	8,700,368
合 計	8,700,368	0	8,700,368

6. 満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有の目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
国 債			
第61回利付国債	89,983,620	92,007,000	2,023,380
合 計	89,983,620	92,007,000	2,023,380

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息	900,363
合 計	900,363

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載のとおりである。

2. 引当金の明細

(単位：円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	19,660,001	1,307,644	0	0	20,967,645
賞与引当金	4,586,852	5,007,556	4,586,852	0	5,007,556

収支計算書

令和 2年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
基本財産運用収入	[900,000]	[900,363]	[△ 363]
基本財産利息収入	900,000	900,363	△ 363
特定資産運用収入	[1,000]	[295]	[705]
特定資産利息収入	1,000	295	705
事業収入	[216,008,000]	[238,754,694]	[△ 22,746,694]
指定管理事業収入	(191,608,000)	(221,190,453)	(△ 29,582,453)
河北総合センター指定管理事業	89,702,000	81,940,887	7,761,113
遊楽館指定管理事業	98,500,000	95,821,546	2,678,454
複合文化施設指定管理事業	3,406,000	43,428,020	△ 40,022,020
芸術文化事業収入	(24,400,000)	(17,564,241)	(6,835,759)
入場料等	6,146,000	1,818,500	4,327,500
芸術文化事業受託	18,254,000	15,648,331	2,605,669
受取販売手数料	0	1,660	△ 1,660
雑収入	0	95,750	△ 95,750
利用料金収入	[11,952,000]	[6,325,260]	[5,626,740]
ビッグバン利用料金	5,741,000	2,887,210	2,853,790
遊楽館利用料金	6,211,000	3,438,050	2,772,950
雑収入	[1,640,000]	[1,350,869]	[289,131]
受取利息収入	0	18	△ 18
雑収入	1,640,000	1,350,851	289,149
事業活動収入計	230,501,000	247,331,481	△ 16,830,481
2. 事業活動支出			
事業費支出	[224,378,000]	[230,203,443]	[△ 5,825,443]
報酬支出	1,884,000	1,884,000	0
給料支出	54,959,000	53,852,894	1,106,106
手当支出	22,613,000	18,396,667	4,216,333
臨時雇賃金支出	1,150,000	1,008,900	141,100
福利厚生費支出	14,391,000	14,075,230	315,770
旅費交通費支出	2,946,000	1,333,500	1,612,500
食糧費支出	540,000	395,169	144,831
通信運搬費支出	821,000	767,920	53,080
消耗什器備品費支出	0	301,400	△ 301,400
消耗品費支出	1,577,000	1,992,653	△ 415,653
修繕費支出	1,600,000	2,007,873	△ 407,873
印刷製本費支出	2,354,000	1,039,838	1,314,162
燃料費支出	5,910,000	6,089,366	△ 179,366
光熱水料費支出	41,500,000	43,118,082	△ 1,618,082
手数料料支出	1,197,000	1,565,227	△ 368,227
借上料支出	1,140,000	1,598,350	△ 458,350
広告料支出	549,000	1,058,200	△ 509,200
保険料支出	605,000	598,610	6,390
使用料支出	1,110,000	1,112,356	△ 2,356
諸謝金支出	335,000	548,000	△ 213,000
租税公課支出	56,000	165,800	△ 109,800
負担金支出	156,000	56,000	100,000
委託費支出	66,655,000	77,193,404	△ 10,538,404
雑支出	330,000	44,004	285,996
管理費支出	[17,295,000]	[23,518,833]	[△ 6,223,833]
交際費支出	50,000	34,000	16,000
報給	684,000	449,000	235,000
給料	0	4,586,852	△ 4,586,852

科 目	予算額	決算額	差 異
退 職 給 付 支 出	1,731,000	0	1,731,000
福 利 厚 生 費 支 出	0	32,000	△ 32,000
旅 費 交 通 費 支 出	441,000	111,370	329,630
食 糧 費 支 出	0	1,008	△ 1,008
通 信 運 搬 費 支 出	140,000	188,139	△ 48,139
消 耗 什 器 備 品 費 支 出	0	47,960	△ 47,960
消 耗 品 費 支 出	300,000	219,020	80,980
修 繕 費 支 出	250,000	76,560	173,440
印 刷 製 本 費 支 出	200,000	303,820	△ 103,820
燃 料 費 支 出	72,000	14,800	57,200
手 数 料 支 出	319,000	292,846	26,154
借 上 料 支 出	1,199,000	1,150,600	48,400
広 告 料 支 出	0	38,500	△ 38,500
保 險 料 支 出	263,000	229,800	33,200
租 税 公 課 支 出	9,567,000	8,673,700	893,300
負 担 金 支 出	88,000	13,500	74,500
委 託 費 支 出	1,991,000	7,051,000	△ 5,060,000
雑 支 出	0	4,358	△ 4,358
事業活動支出計	241,673,000	253,722,276	△ 12,049,276
事業活動収支差額	△ 11,172,000	△ 6,390,795	△ 4,781,205
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
特 定 資 産 取 崩 収 入	[0]	[10,049,392]	[△ 10,049,392]
積 立 資 産 取 崩 収 入	0	10,049,392	△ 10,049,392
投資活動収入計	0	10,049,392	△ 10,049,392
2. 投資活動支出			
基 本 財 産 取 得 支 出	[0]	[20,000,000]	[△ 20,000,000]
定 期 預 金 支 出	0	20,000,000	△ 20,000,000
特 定 資 産 取 得 支 出	[0]	[11,307,644]	[△ 11,307,644]
退 職 給 付 引 当 資 産 取 得 支 出	0	1,307,644	△ 1,307,644
積 立 資 産 支 出	0	10,000,000	△ 10,000,000
投資活動支出計	0	31,307,644	△ 31,307,644
投資活動収支差額	0	△ 21,258,252	21,258,252
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
当期収支差額	△ 11,172,000	△ 27,649,047	16,477,047
前期繰越収支差額	0	72,755,340	△ 72,755,340
次期繰越収支差額	△ 11,172,000	45,106,293	△ 56,278,293

財 産 目 録

令和3年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)				
現金		手元保管	運転資金として	294,720
当座預金		七十七銀行石巻支店 No.5248591	運転資金として	78,524,946
普通預金		七十七銀行石巻支店 No.9183612	運転資金として	0
		七十七銀行石巻支店 No.9216821		0
		七十七銀行石巻支店 No.9216839		0
		七十七銀行石巻支店 No.9254790		261,490
		石巻商工信用組合本店 No.2168404		0
		石巻商工信用組合 前谷地支店 No.2107884		472,930
未収金				8,700,368
流動資産合計				88,254,454
(固定資産)				
基本財産				
定期預金		七十七銀行石巻支店 No.5248591-071	運用益を管理費の財源として使用している。	137,500
定期預金		七十七銀行石巻支店 No.3009465-001	運用益を管理費の財源として使用している。	20,000,000
定期預金		石巻商工信用組合本店 No.2594867	運用益を管理費の財源として使用している。	10,002,500
定期預金		石巻信用金庫あゆみ野 支店 No.0498207	運用益を管理費の財源として使用している。	1,000,000
投資有価証券		第61回利付国債	運用益を管理費の財源として使用している。	89,983,620
特定資産				
退職給付引当資産		七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9189556	職員の退職金の支払の財源として積み立てている。	20,967,645
複合文化施設ホープン イベント費用積立資産		七十七銀行石巻支店 普通預金 No.9233377	記念事業実施のための財源として積み立てている。	10,000,000
その他固定資産				
車両運搬具		普通乗用車	共用財産であり、うち75%は公益目的保有財産として公益目的事業の用に供し、25%は管理運営の用に供している。	198,642
車両運搬具		軽自動車	管理運営の用に供している。	2
什器備品		電子ピアノ	公益目的保有財産として公益目的事業の用に供している。	1

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	什器備品	草刈機	共用財産であり、うち66%は公益目的保有財産として公益目的事業の用に供し、34%は収益事業等の用に供している。	66,384
	ソフトウェア		管理運営の用に供している。	151,200
	預託金	自動車リサイクル料	管理運営の用に供している。	29,880
固定資産合計				152,537,374
資産合計				240,791,828
(流動負債)	未払金			31,318,676
	未払法人税等			72,000
	未払消費税等			2,237,700
	前受金			73,000
	預り金	受託事業清算金		8,640,980
	賞与引当金	社会保険料	当期帰属分としての職員賞与の支払に備えたもの。	805,805
				5,007,556
流動負債合計				48,155,717
(固定負債)	退職給付引当金		職員の退職金の支払に備えたもの。	20,967,645
固定負債合計				20,967,645
負債合計				69,123,362
正味財産				171,668,466

令和3年度事業計画書

I 芸術文化活動の普及振興事業（公益目的事業）

1 公演鑑賞事業

（1）複合文化施設開館記念事業

①【こけら落とし公演】

宮川彬良×ぱんだウインドオーケストラ

エモいぜ！昭和っ！ナウいよ！昭和あ〜！！

日時 令和3年4月29日（木・祝）午後2時開演

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 S席 一般 3,000円 高校生以下 1,500円

A席 一般 2,000円 高校生以下 1,000円

②NESBANDライブ

※出演者体調不良のため延期（日程調整中）

③仮面ライダースーパーライブ 2021

日時 令和3年7月11日（日）10時・13時・16時開演

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 全席指定 3,300円（当日 3,800円）

④演劇「ハリネズミ」 出演：渡辺 徹、内 博貴

※出演者体調不良のため中止

⑤市民参加型事業

ア)「老いと演劇 劇団」OiBokkeShi 主宰 菅原直樹 講演会

日時 令和3年6月27日（日）午後2時開演

会場 複合文化施設 小ホール

参加料 無料

イ) 吹奏楽コンサート（宮川彬良&プロ演奏家と市民の共演）

日時 令和3年10月17日（日）開演時間未定

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 未定

ウ) 石コレ ファッションショー

日時 調整中

会場 複合文化施設 小ホール 予定

入場料 無料

⑥仙台フィルハーモニー管弦楽団×山形交響楽団 合同演奏会

日時 令和3年11月27日（土）午後3時開演

会場 複合文化施設 大ホール

入場料 S席 一般 4,000円 25歳未満 2,000円
A席 一般 3,500円 25歳未満 1,500円

⑦人気アーティストによるコンサート（調整中）

日 時 令和3年12月予定
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 未定

⑧笑イチ（お笑いライブ） 出演：サンドウィッチマン 他

日 時 令和4年1月23日（日）開演時間未定
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 未定

⑨東京都交響楽団演奏会

指揮：原田慶太楼、ピアノ：小曾根真、サクソフォン：上野耕平
日 時 令和4年2月6日（日）午後2時開演
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 未定

※他にピアノリサイタル、コンサート、夏休み親子向け事業、大人の知的好奇心をくすぐる講座、バックステージツアーを調整中。

(2) 芸術文化事業

①航空自衛隊航空中央音楽隊石巻演奏会

日 時 令和3年7月18日（日）午後2時開演
会 場 複合文化施設 大ホール
入場料 無料（事前申込み）

②遊楽館ロビーコンサート 2021

日 時 調整中
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム
入場料 無料

③トランペット&パイプオルガン 月明りコンサート 2021

日 時 令和3年9月27日（月）開演時間未定
会 場 遊楽館 コモレビフォーラム
入場料 無料

④第36回石巻市美術展

会 期 令和3年10月23日（土）～30日（土）
会 場 複合文化施設
入場料 無料

- ⑤子供向けファミリーコンサート（調整中）
 - 日 時 未定
 - 会 場 河北総合センター 文化交流ホール
 - 入場料 未定
- ⑥サイエンス&マジックショー（調整中）
 - 日 時 未定
 - 会 場 河北総合センター 文化交流ホール
 - 入場料 未定
- ⑦その他 各種団体との共催事業等（調整中）

※上記事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により変更する可能性がある。

- 2 移動鑑賞事業
 - 令和3年度は「複合文化施設開館記念事業」を実施することから計画しない。
 - 3 育成事業
 - ①学校アウトリーチ事業
 - ②パイプオルガン体験講座等
 - ③ホールボランティア育成講座
 - 4 公共施設での管理運営事業
 - ①複合文化施設指定管理業務
 - ②河北総合センター指定管理業務
 - ③遊楽館指定管理業務
- II 公共施設での管理運営事業（収益事業）
- 1 公共施設での管理運営事業（公益目的事業に該当しない事業）
 - ①複合文化施設指定管理業務
 - ②河北総合センター指定管理業務
 - ③遊楽館指定管理業務
 - 2 施設利用者への各種サービス
 - ①受託チケット販売
 - ②コピー使用・FAX送信サービス
 - ③その他